

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成27年6月11日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第 1500013 号

厚生局事案番号 : 北海道(国)第 1500003 号

第1 結論

昭和 63 年 7 月から平成 2 年 3 月まで及び平成 3 年 3 月の請求期間については、付加保険料を含む国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 63 年 7 月から平成 2 年 3 月まで
② 平成 3 年 3 月

昭和 53 年 4 月から国民年金に加入し、国民年金保険料を継続して納付していたが、年金記録では、請求期間の保険料が未納となっている。請求期間当時、付加保険料を含む国民年金保険料を私又は妻が納付していた。

平成 2 年分の確定申告書を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、国民年金に昭和 53 年*月から 60 歳となる平成 19 年*月まで加入し、請求期間を除く国民年金保険料は全て納付しているとともに、昭和 53 年 9 月から平成 4 年 4 月までについて、請求期間を除き付加保険料を併せて納付しているほか、平成 4 年 5 月以降は全期間、国民年金基金に加入していることから、請求者の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、請求期間①のうち平成 2 年 1 月から同年 3 月までの期間について、請求者から提出された平成 2 年分の確定申告書の控えの社会保険料控除欄に記載された「国民年金支払保険料額 10 万 800 円」は、同年分の付加保険料を含む国民年金保険料の合計額(10 万 4,400 円)とおおむね一致している上、当該申告書作成業務を受託していたとする税理士事務所は、当該支払保険料額について、8,400 円(平成 2 年 1 月から同年 3 月までの各月分の付加保険料を含む国民年金保険料)の 12 か月分(10 万 800 円)として誤って計上されている可能性があり、同年分の保険料は納付されていたと考えられると回答していることから、請求者が主張するとお

り、付加保険料を含む国民年金保険料を納付した可能性が高いものと認められる。

さらに、請求者は、請求期間前後の期間の付加保険料を含む国民年金保険料は納付済みであり、請求期間の前後を通じて住所や職業に変更はなく、生活状況に大きな変化がみられないことから、保険料の納付意識が高かった請求者が、請求期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付したのと考えても不自然ではない。

そのほかの事情を含め総合的に判断すると、請求者は、請求期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500017号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1500006号

第1 結論

請求期間のうち、請求者のA社における平成19年12月28日の標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

平成19年12月28日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成19年12月28日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和22年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成18年9月1日から平成20年2月28日まで

② 平成19年12月28日

A社において支配人として勤務していた期間のうち、請求期間①について、実際の給与支給額と厚生年金保険の標準報酬月額が相違している。

また、請求期間②に支給された賞与額は10万円であったが、年金記録によると、当該賞与に係る標準賞与額が5万円となっている。

請求期間①及び②について、正しい記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間②について、請求者は、請求者から提出された当該賞与に係る支払明

細書により、オンライン記録により確認できる標準賞与額（5万円）を超える10万円の賞与の支払を受け、10万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料を保管していないため不明であると回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（年金事務所）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間①について、請求者は、標準報酬月額の見直しについて請求しているが、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の見直し及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

請求者から提出された給料支払明細書、給与所得の源泉徴収票及び給与支払口座の入出金記録が確認できる預金通帳により、請求期間①における本来の報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（平成18年9月から平成19年8月までは28万円、平成19年9月から平成20年1月までは26万円）より高額であることが確認できるものの、請求者が、事業主により源泉控除されていたことが確認又は推認できる厚生年金保険料は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額に基づく厚生年金保険料と一致していることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第 1500006 号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第 1500008 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B支店(現在は、A社)における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 21 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 17 年 7 月 8 日

② 平成 18 年 7 月 10 日

A社B支店から平成 17 年 7 月 8 日及び平成 18 年 7 月 10 日にそれぞれ 70 万円の賞与が支給されていたのに年金記録が無い。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、正しい年金記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社は、請求期間①及び②において請求者に賞与を支給していないとしており、C年金事務所から提出された両請求期間におけるA社B支店の賞与支払届(写)によると、請求者の欄に賞与額の記載が無いことから、同社は両請求期間について請求者に賞与を支給していない旨を届け出ていることが確認できる。

また、請求者は、A社の商業登記簿謄本によると、両請求期間当時、同社の代表取締役であったことが確認できるところ、請求者と同じく両請求期間当時、同社の代表取締役であった者は、両請求期間において自身及び請求者には賞与が支給されていないと回答している上、オンライン記録によると、両請求期間における標準賞与額の記録が無いことが確認できる。

さらに、請求者から提出された平成 18 年度及び平成 19 年度市民税・道民税特別徴収税額の変更通知書により確認できる社会保険料等控除額は、オンライン記録により確認できる請求者の標準報酬月額、標準賞与額及び当時の保険料率を基に推計

した年間の社会保険料額より平成 18 年度は低額であり、平成 19 年度は一致している。

このほか、請求者の両請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として両請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第 1500010 号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第 1500007 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 59 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 18 年 4 月

年金記録を確認したところ、平成 18 年 4 月の標準賞与額の記録が無い。請求期間について賞与の支給状況を調査及び確認の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

B社は、A社(請求期間当時の社名)では正社員やパート社員に対しては、毎年7月及び12月に賞与を支給していたとしており、パート社員である請求者に対し請求期間に係る賞与は支給していないとしている。

また、請求者は、「賞与は、月例給与と同様に銀行振込であった。」と陳述しているところ、金融機関から提出された請求者の普通預金元帳によると、平成18年7月10日及び同年12月8日に賞与の振込があったことは確認できるものの、同年4月における賞与の振込は確認できない。

さらに、A健康保険組合から提出された請求者に係る被保険者記録は、請求者のオンライン記録と一致しており、平成18年4月賞与についての記録は無い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第 1500009 号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第 1500005 号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者の請求に係る事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 12 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日まで

② 昭和 33 年 8 月 15 日から同年 12 月 10 日まで

請求期間①について、厚生年金保険の記録では、A社の資格取得年月日が昭和 29 年 7 月 1 日となっているが、同年 4 月 1 日に採用されたので、同日を資格取得日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間②について、B市C又は同市Dにあった土木建設会社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、請求期間②を被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、複数の同僚の陳述及び請求者の入社の経緯に関する具体的な陳述から判断すると、請求期間①において、A社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、事業主は、「当時の資料を保管しておらず、当時の事情を知る者もない。」と回答していることから、請求者の勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない。

また、請求者は、「B市の公立E所の同級生二人と共に、昭和 29 年 3 月中旬から

当該事業所に見習い社員として入社し、同年４月１日に社員として採用された。」と主張しているところ、公立E所を修了後、請求者と一緒に当該事業所に入社したと回答している同僚二人は、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、請求者と同日の昭和 29 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、当該事業所に係る被保険者名簿により、請求期間①及びその前後の期間において、厚生年金保険被保険者資格が確認できる複数の同僚（前述の二人を含む。）から回答を得られたものの、請求者が請求期間①において、給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる具体的な陳述は得られなかった。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間②について、請求者は、自身が勤務していた土木建設会社の名称を記憶していないことから、請求者が、当時、当該土木建設会社の近くで営業していたとする商店の元店主に照会したものの、「近くに土木建設会社があったかどうか分からない。ほかに当時を知る者もない。」と陳述しており、請求に係る事業所を特定することができない。

また、請求者は、当時の事業主及び同僚の名前を記憶していないことから、請求者の請求に係る事業所における勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間②に係る請求の事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを認めることはできない。